

北海道サイクルルート 基幹ルート統一マップ 作成マニュアル

令和4年1月

北海道サイクルルート連携協議会

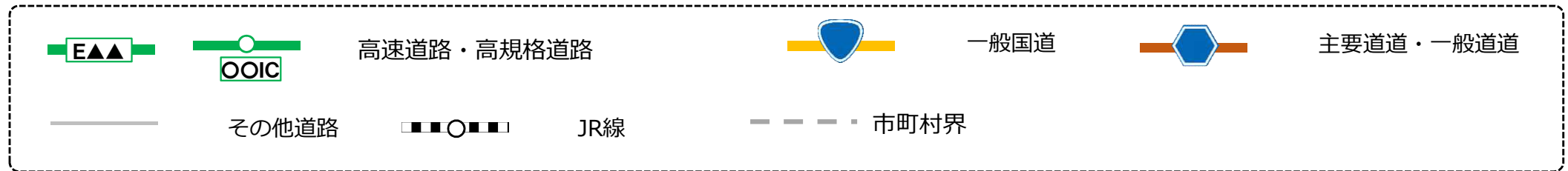
1.サイクリングマップ作成の目的	1
2.規格	2
3.材質	3
4.表紙・裏表紙の具備すべきコンテンツ	4
5.サイズおよび表紙・裏表紙の例	5
6.サイクリングマップの規格および具備すべきコンテンツ	6
7.表裏表紙及び表面における必須コンテンツ、推奨コンテンツの分類	15
8.その他のコンテンツ	17
9.ホームページでのダウンロード	18
10.改訂履歴	19
【参考】統一マップ検討段階資料	20～29

6.サイクリングマップの規格および具備すべきコンテンツ

【基本条件】






③道路種別・市町村界

⇒統一されたものとする。（必要に応じサイクリングロード等を追加）



④ゲートウェイの位置/機能

⇒施設を赤枠等で囲むことでゲートウェイを表記。また、ゲートウェイが有する機能については表で示す。

ゲートウェイ
 空港の表記例
 道の駅の表記例
 鉄軌道駅の表記例
 フェリーターミナルの表記例
 バスターミナルの表記例

※必要に応じて地域で追加（JISマークに準じるものとする）

【ゲートウェイが有する機能の表記例】

施設名	自転車輸送	手荷物預かり	手荷物輸送	自転車組立スペース
とちぎ帯広空港	○	○	○	○
JR帯広駅	○	○	○	○

6.サイクリングマップの規格および具備すべきコンテンツ

⑤休憩施設の位置/機能

⇒各施設について施設名を表記。機能はアイコンで示す。

※施設の掲載にあたっては、必要に応じて施設管理者・所有者等の了解を得ること（セイコーマートの取扱は下記による）



<表記イメージ>



- 施設名の横へ施設機能を示すアイコンを表示。JISマークがある場合は極力準拠することを基本とする。
- 必要に応じ、ルート地域独自の項目を追加することを可能とする。（その際もJISマークがある場合は準拠のものとする）
- 施設機能がない施設（記念碑など）はアイコンを示さず施設名のみ表示することを基本とする。

<【重要】セイコーマートの表示について>

休憩施設として株式会社セコマ「セコマグループ」店舗を掲載

⇒北海道開発局と株式会社セコマ、株式会社セイコーフレッシュフーズは、令和3年6月に生産空間の維持・発展に資する連携協力協定を締結しており、サイクリストの休憩施設としての役割を担うため、休憩施設としてマップに掲載するものとする。

連携協力協定（抜粋）

③サイクルツーリズムの推進による地域活性化

北海道サイクルルート連携協議会（事務局：北海道開発局・北海道）の基幹ルート沿いのセコマ店舗をサイクリストの休憩施設として案内するとともに、特に休憩施設が不足する地域のセコマ店舗へのサイクルラック設置を試行

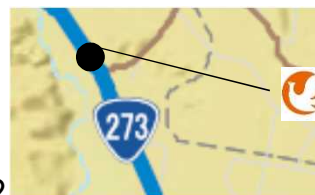
対象店舗：

セコマグループ店舗		備考
セイコーマート		ルート沿線の店舗

※立ち寄り可能な範囲で基幹ルートから多少外れて（目安：3km程度）いても対象として良いこととする。

留意事項：

- セイコーマートのロゴマークを使用すること。使用にあたっては北海道開発局を通じて（株）セコマに申請を行うこと。
- 「セイコーマート〇〇店」等店舗名を記載しても良いが、見やすさを考慮し、必須とはしない。
- アイコンは「コンビニ」アイコンを必須とする。その他のアイコンについては北海道開発局を通じて（株）セコマと調整のうえ決定すること。
- 「食事」「喫茶・軽食」アイコンはレストラン、食堂、カフェなどがイメージされることから使用しないことを基本とする。
- セイコーマート以外のコンビニの掲載を妨げるものではない。



<表記イメージ>

セイコーマート〇〇店

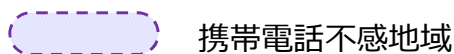
※店舗が有する機能のアイコンを掲載

6.サイクリングマップの規格および具備すべきコンテンツ

【基本条件】

⑥携帯電話不感地域

⇒携帯電話不感地域を有するルートは不感地域を示す。また、非常電話、公衆電話がある場合はそれらも表記。



携帯電話不感地域



非常電話
(携帯電話不感地域・トンネル等)



公衆電話 (必要に応じて)

※紙面上、表記が難しい場合は注意書きとして文言を追加。

⑦正方形タイル

⇒おおむねの距離がわかるよう、正方形タイルを記載 (距離はルート延長により各々設定)



⑧拡大図

⇒市街地や温泉街など、施設が多いエリアについては適宜拡大図を配置。

【市街地拡大図の例】



○令和3年3月

- ・策定

○令和4年1月

- ・P7、休憩施設のアイコンをJISマークと整合させたことから、「アイコンはサイクルート北海道を基本とすることが望ましい」という文言を削除
- ・P8～11、アイコンの見直し(JISマークとの整合)
セコマ連携によるセイコーマート店舗の表示
- ・P10、「※民間施設を掲載する際は施設管理者・所有者の了解を得ること(セイコーマートの取扱は下記による)」と追記
- ・P19、改訂履歴追加

※ページ番号は当時のもの